

取扱説明書

配水用ポリエチレン管の防火区画貫通部耐火措置工法部材

耐火テープL (大口径配水管用)

IRTW-L

お客様へ

- 施工は必ず専門業者へ依頼してください。
- 本取扱説明書は、大切に保管しておいてください。
- ご不明な点は、巻末に記載されている営業窓口へお問い合わせください。

施工業者様へ

- 施工前に本取扱説明書をよくお読みのうえ、正しく施工してください。
- 本取扱説明書は、必ずお客様にお渡しください。

1.はじめにお読みください(正しく安全に使用いただくために)

本製品は、防火区画貫通部耐火措置工法部材です。それ以外の用途には使用しないでください。

■表示内容を無視して誤った使い方をした場合に生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分しています。

⚠ 警告	取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重症を負う可能性があります。
⚠ 注意	取扱いを誤った場合、使用者が傷害を負う可能性があります。

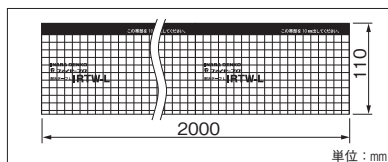
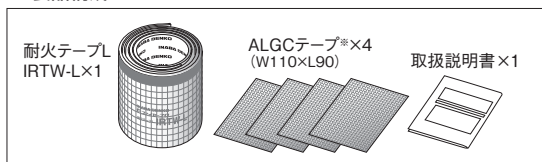
■お使いになる人や他の人へ危害、財産への損害を未然に防ぐため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

⚠ 警告	国土交通大臣認定書及び(一財)日本消防設備安全センター評定書の仕様に基づき、正しく施工してください。 正しい施工を行わないと火災時に延焼のおそれがあります。 国土交通大臣認定書及び(一財)日本消防設備安全センター評定書については、右記のQRコードを確認してください。	 国土交通大臣認定書 (一財)日本消防設備安全センター評定書
⚠ 注意	作業時は、作業用手袋などを着用してください。	

お願い	※下記が守られなかった場合、製品の想定する機能・性能が発揮されない可能性があります。 ● 配管の種類やサイズによって巻きつけ方が異なります。(右記のQRコードより適用範囲概要を確認してください。) ● 使用途中の耐火テープは品質維持のため、次回使用まで元の箱に戻して保管してください。 ● 耐火テープの巻き付け位置は必ず守ってください。モルタルの埋め戻しは丁寧に、十分に密に充ててください。 ● 屋外で使用する場合は、紫外線、雨水などが当たらないように処置を施してください。 ● 区画貫通部で配管などが動かないように近傍でしっかりと固定してください。 ● 不十分な場合は、耐火テープにズレが生じて耐火性能が発揮できません。	 適用範囲概要
-----	---	---

2.仕様

■ 製品構成



※ALGC(アルミガラスクロス)テープは、同仕様の市販品でも代用可能です。

■ 対応ポリエチレン管規格

規格名	規格番号
日本工業規格	JIS K 6761 / K 6762 / K 6774
国際標準化機構規格	ISO 4427
日本水道協会規格	JWWA K 144
建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格	PWA 001 / 005
配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格	PTC K 03
給水用ポリエチレンパイプ協会規格	JP K 001

■ 1巻当たりの施工箇所数(例)と適合ボイド管

(単位: mm)

ポリエチレン管		適合ボイド管		施工箇所		
呼び径	外径	被覆材※	呼び径	外径	モルタル埋め戻し	ロックウール充てん
75	90	あり	175	182	4	—
		なし	125	131	5	5
100	125	あり	250	258	3	—
		なし	175	182	4	1
150	180	あり	300	311	2	—
		なし	250	258	3	—
		なし	300	311	—	1
200	250	あり	400	415	1	—
		なし	350	362	1	1

※被覆材厚さ: 150A以下は25mm、200Aは50mmで算出。

3.標準施工方法(床)

1. 開口部の設置

- 配管サイズに応じて適正な占積率となるよう開口部を設けます。

2. 配管へのマーキング

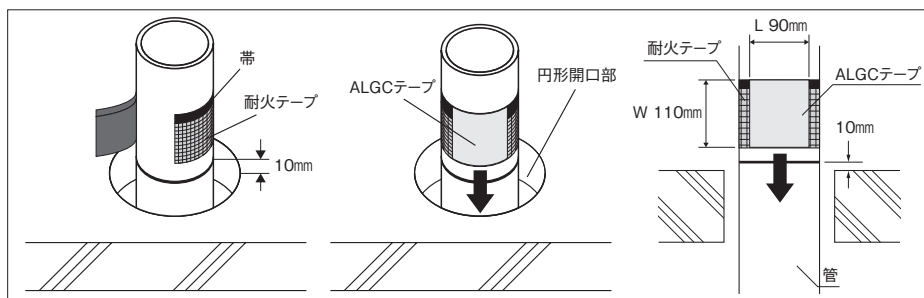
- 配管後に管に対して、床面(床上)から10mmの位置に印をつけます。

3. 耐火テープの巻き付け

- (1) 管表面の埃・汚れを除去します。
- (2) 配管外径にあわせて右表を参考にテープの長さをカットします。
- (3) 帯がある方を上にして、配管に巻き付けます。
- (4) ALGCテープで耐火テープの端部を留めます。
- (5) 耐火テープが床から10mm出るように、印が見える位置までずらしします。

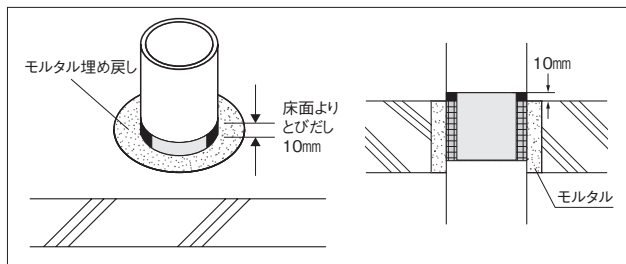
(単位: mm)

配管		長さ
配管種	配管外径	
配水用ポリエチレン管	180以下	1周+30以上
	250以下	2周+30以上
被覆材付 配水用ポリエチレン管	250以下	1周以上



4. モルタルの埋め戻し

- 耐火テープのとびだしが、床面から10mmであることを確認し、開口部をモルタルで埋め戻します。



4.標準施工方法(壁・中空壁・片壁)

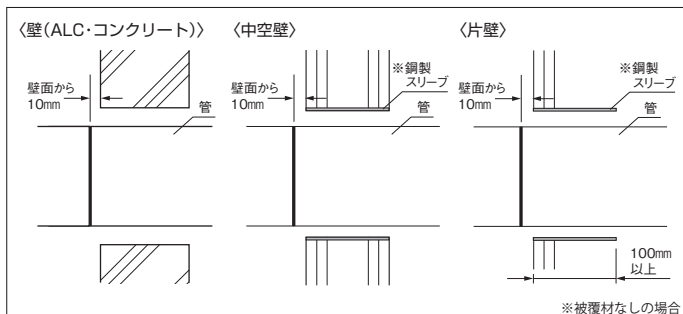
1. 開口部の設置

- 配管サイズに応じて適正な占積率となるよう開口部を設けます。

2. 配管へのマーキング

- 配管後に管に対して、壁面から10mmの位置に印をつけます。

③ この線は、耐火テープのとびだしシロの印となります。壁に対してどちら側にとびだしでも耐火性能上全く問題ありませんが、外壁貫通部にご使用の場合は、とびだしシロを屋内側にして紫外線、雨水などが当たらないようにしてください。

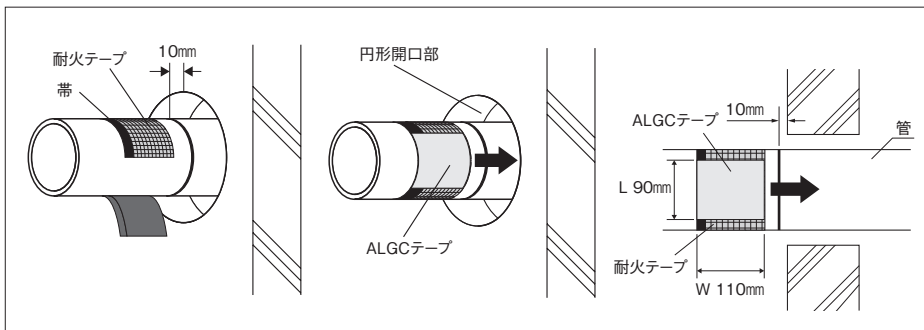


3. 耐火テープの巻き付け

(単位：mm)

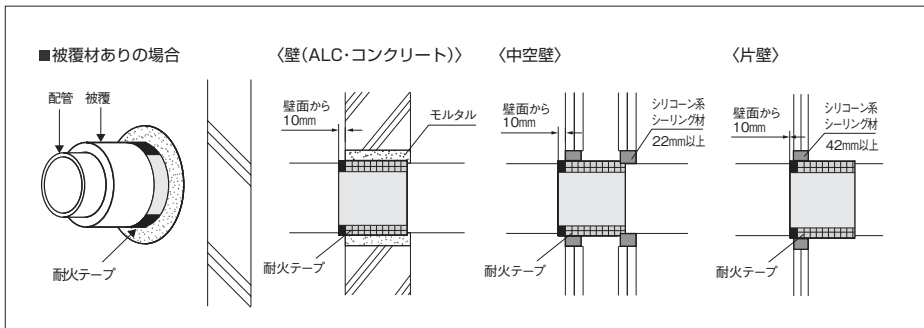
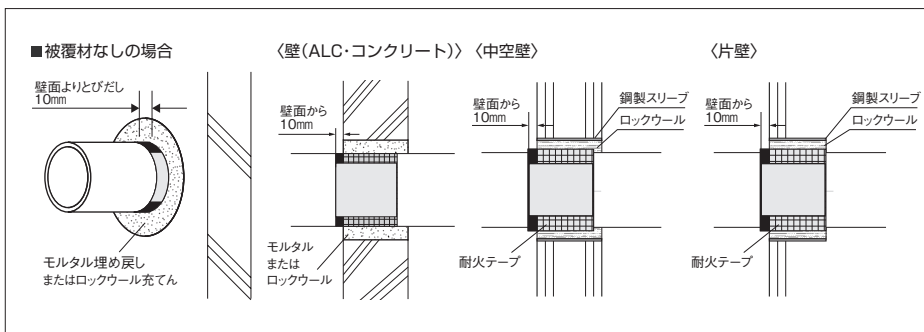
- (1) 管表面の埃・汚れを除去します。
- (2) 配管外径にあわせて右表を参考にテープの長さをカットします。
- (3) 帯が見える向きで、配管に巻き付けます。
- (4) ALGCテープで耐火テープの端部を留めます。
- (5) 耐火テープが壁から10mm出るように、印が見える位置までずらしします。

構造	配管		長さ
	配管種	配管外径	
中空壁・片壁	配水用ポリエチレン管	90以下	1周+30以上
	被覆材付 配水用ポリエチレン管	250以下	2周+1/3周以上
壁 (ALC・コンクリート)	配水用ポリエチレン管	125以下 250以下	1周+30以上 2周+1/3周以上
	被覆材付 配水用ポリエチレン管	250以下	1周以上



4. 埋め戻し

- 耐火テープのとびだしが、壁面から10mmであることを確認し、開口部をモルタル、ロックウール(120kg/m³)またはシリコン系シーリング材で埋め戻します。
- シリコン系シーリング材の場合は壁表面の両側から22mm以上(片壁の場合は42mm以上)埋め戻してください。埋め戻し部にすぎ間がないことを確認してください。



消防評価一括マーク 請求カード

因幡電機産業株式会社 因幡電工カンパニー

営業所 行

FAX () -

(注)消防評価一括マークは、共住区画貫通に使用される場合のみご請求願います。

共住区画とは、消防法施行令第15条第1項に規定されている「寄宿舍、下宿または共同住宅」に適用されています。

■「消防評価一括マーク」について

耐火テープを使用した防火区画貫通措置工法は、平成17年消防庁告示第4号に規定する耐火性能を有することを（財）日本消防設備安全センターにより確認（性能評価）されています。特定共同住宅等の壁・床（共住区画）でのご使用の際は、必ず性能評価品である旨の表示（評価一括マークまたは評価証票）が必要になります。こちらの請求カードに必要な枚数等をご記入の上、弊社までFAXにて送付願います。確認の上、折り返しご請求枚数の「評価一括マーク」をお送りいたします。

（財）日本消防設備安全センター 評価：KK27-019号（床）（共住）／KK27-020号（壁）（共住）

IRTW-L 耐火テープ L（大口径配水管用）

※ 上記枠内に下記の最寄の営業所名をご記入の上、FAXにてお送りください。

※ 楷書体でご記入ください。

※ 現場単位でまとめて1枚の消防評価一括マーク請求カードでお送りください。

▼ 施工内容

現 場 名	
所 在 地	
施 主 名	
建 築 施 工 会 社 名	
設 備 施 工 会 社 名	
ご 購 入 店	TEL () -

▼ 共住区画のご確認（消防評価一括マークは共住区画に使用される場合のみ必要です）

☐ ※ 共住区画であればチェックしてください。

▼ ご請求枚数

消防（共住区画）評価一括マークご請求枚数	KK27-019号（床）（共住）	枚
	KK27-020号（壁）（共住）	枚

（注）評価一括マークは、一つの防火対象物（建築物1棟）に1枚貼付してください。

▼ 施工のご確認

取扱説明書に基づき施工完了された事を
ご確認の上でご署名および捺印してください。



印

▼ 送付先

貴 社 名	
所 属 部 署	
ご 住 所	〒
T E L	() -

※施工現場への送付をご希望の場合は、現場名までご記入ください。

因幡電工カンパニー

因幡電機産業株式会社

詳しくはウェブサイトをご覧ください

<https://www.inaba-denki.com> (最新情報や技術資料など)
<https://www.inaba-denki.com/ja/network>



INABA DENKO

動画チャンネルはこちら ▶▶



札幌営業所 ☎ (011) 209-1784 (FAX) (011) 209-1789 / 首都圏3課 ☎ (03) 5437-7155 (FAX) (03) 6778-1938 / 近畿2課 ☎ (06) 4391-1732 (FAX) (06) 7664-9104 / 広域2課 (東京) ☎ (03) 5437-7152 (FAX) (03) 6778-1935
仙台営業所 ☎ (022) 293-1785 (FAX) (022) 293-1802 / 横浜営業所 ☎ (045) 470-1780 (FAX) (045) 470-1798 / 広島営業所 ☎ (082) 545-1132 (FAX) (082) 545-1134 / 東京推進課 ☎ (03) 5437-7151 (FAX) (03) 6778-1934
関東営業所 ☎ (048) 642-1783 (FAX) (048) 642-1756 / 名古屋営業所 ☎ (052) 541-1780 (FAX) (052) 541-1791 / 九州1課 ☎ (092) 283-1751 (FAX) (092) 262-1787 / 大阪推進課 ☎ (06) 4391-1941 (FAX) (06) 4391-1920
首都圏1課 ☎ (03) 5437-7153 (FAX) (03) 6778-1936 / 金沢営業所 ☎ (076) 262-1783 (FAX) (076) 262-1787 / 九州2課 ☎ (092) 283-1785 (FAX) (092) 262-1787
首都圏2課 ☎ (03) 5437-7154 (FAX) (03) 6778-1937 / 近畿1課 ☎ (06) 4391-1940 (FAX) (06) 7664-9103 / 広域1課 (大阪) ☎ (06) 4391-1713 (FAX) (06) 7664-9105

※商品に関するお問い合わせは、
お近くの営業所へお気軽にどうぞ。